

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
豊川市	豊川東部①地区 (豊川町、豊川仲町、豊川西町、旭町、開運通、桜ヶ丘町、緑町、本野ヶ原、東豊町、西豊町、東名町、光陽町、天神町、桜木通、西桜木町、佐土町、美幸町、白雲町、曙町、小桜町、東新町、豊栄町、稲荷通、東曙町、新豊町、大堀町、豊が丘町、古宿町、新宿町、花井町、馬場町、二見町、三谷原町、牧野町、土筒町、院之子町、当古町、住吉町)	令和2年11月10日	令和4年9月28日 令和6年3月26日

1 対象地区の現状 ※小数点以下第2位切り捨て

①地区内の耕地面積	199.9ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	155.0ha
③地区内における80才以上の農業者の耕作面積の合計	27.6ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計 田1.7ha 畑13.9ha	15.6ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	41.21ha
(備考)	

2 対象地区の課題

・耕作条件の悪い農地は、将来的に耕作放棄地になる可能性が高い。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

・経営主が離農する際には、地域の中心経営体に引き受けてもらうことで農地の集約化を図っていく。
・地域農業の継続を図るため、新規就農者の確保・育成や各種補助事業を活用して既存農家の経営力向上を目指す。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

・経営農地の集約化を進めるため、農地中間管理機構等を活用した貸借をすすめる。
・新規就農者・親元就農者の確保・育成を図る。
・集落営農や中心経営体の法人化を検討する。